

2-2 国際交流センターの活動

[到達目標]

国際交流センターの理念設定及び現状分析を踏まえて、到達目標をあげれば、次の諸項目が優先的に提示されよう。

- 1) 留学生及び一般学生に対するサービスの向上のために、相模原キャンパスにセンター分室を開設し、センターでは海外業務やカウンセリングに必要な専門職員を獲得・育成する。
- 2) 外国からの留学生、研究者、及びその他の来訪者のための宿泊施設（インターナショナルハウス）の開設に向けて努力し、留学生のためには、当面民間学生寮の借り上げを行う。
- 3) 交換留学生のための日本語コースの充実を図る。とくに、現行コースのより細かいレベル化を実現すると同時に、日本語に関する受け入れ条件（「日本語を1年以上履修済みであること」）の見直しをする。
- 4) アジア諸国の協定校との交換留学生数の不均衡是正に向けて対策を講じる。
- 5) 上記の諸条件の改善状況を見ながら、新協定校の開拓を進める。

以上の到達目標については、以下の各項目別記述においても言及するが、特に1)～3)については、センターの目標であると同時に、大学に対する依頼であるので、それらの達成については大学執行部を始め、関係各部署の協力が不可欠であるため、センター独自の努力のみでは解決できない性質のものである。そのために、以下の各項目におけるこれらの問題に関する評価は、必ずしも明確な形にはならず、むしろ問題提起という形で記述されている。

- A群・大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- A群・大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性
- C群・大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況
- C群・大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況

国際交流センター（以下「センター」と略す）は、1990年「**本学と外国の大学、教育研究機関との学術、文化の交流を促進し、もって本学の教育研究の充実、発展を図ること**」（「青山学院大学国際交流センター規則」第1条第2項）を目的として設置された。

その目的を達成するために、センターでは以下のような業務を行ってきた。

- 1) 外国の大学・研究教育機関との交流協定締結に関する業務
- 2) 外国の大学・研究教育機関との認定留学に関する業務
- 3) 教員、研究員の交流及び招聘に関する業務
- 4) 本学学生の海外への留学、研修及び外国人留学生の受入れに関する業務
- 5) 私費留学生・交換留学生と本学学生との交流促進事業
- 6) 出版物、資料及び文献の交換と英文要覧等の印刷物作成業務
- 7) 学内での国際交流委員会開催に関する業務
- 8) その他、国際交流に関する業務

これらの業務の中で最も重要なのは、学生の留学に関わる業務（4, 5）である。本学学生の海外留

学への志望は高まる一方であり、それを満たすための最大限の便宜を図り、とりわけ出来得る限り本学在学期間の延長を伴わない形での留学を支援することは、語学力と異なる文化の実体験によって、広い視野と国際的感性を身につけた人材を世に送り出すことに通じる。海外からの受入れ学生については、本学での勉学生活を通して、日本語と日本文化の知識を身につけ、日本人と日本社会に対する親近感を抱く人材が、帰国後、各国のさまざまな分野で活躍することは、日本の国際親善への貢献だけでなく、**全世界規模での人材育成への貢献**となるであろう。

センターでは、**青山学院全体の国際交流に関する業務も行っている**。1993年、学校法人青山学院は、青山学院の研究・教育の国際交流に関する事業を振興し、助成するために「**青山学院国際交流基金**」（以下「基金」と略す）を設置した。基金は、学院全体の国際交流の充実に役立てられている。この設置を受けて、センターは基金大学事業分の活用に関して審議や関連業務を行うとともに、センター事務室は学院全体の基金事業について審議する「**青山学院全学国際交流委員会**」の事務所管となった。これにより、基金の活用による国際交流プログラムの立案と実施等がセンターの業務に加わった。

センターは上記の役割を果たすべく、学外へ向けての本学紹介、学内ならびに在学生へ向けての留学・国際交流情報の提供に努めている。学外への情報提供としては、**英文版の大学案内「Bulletin」**を毎年作成し、希望者に配布している。留学情報等に関する冊子としては、「**Study Abroad留学ガイドブック**」（新1年生対象）を毎年作成し、在学生の留学希望者に配布している。

以上、理念と目的及び具体的な業務について述べたが、業務が着実に進捗するためには、現状としては以下のような問題点、課題が残されている。

- ① 国際交流を具体的に進めるためには、国際交流を身近に感じることでできる環境作りが重要である。同じ学内で学びながら、異なる文化・言語的環境に育ち多様な価値観を持つ留学生と互いに交流を深める機会がないのは、学院全体にとっても損失である。学校としては学内の国際交流を深める環境整備を行うべきである。そのための条件確保に関しては今後も努力をしていかなければならない。例えば、かつての厚木キャンパスの国際交流センターは学生が気軽に訪れ、情報を得ることのできる条件を備えた場所として学生、教職員間で好評を得ていた。新しく相模原キャンパスへ移転し、それに準ずる場所や条件が、多くの学生から求められている現状にあるが、十分に応えられているとはいえず、その環境整備が急務となっている。
- ② 希望者全員が留学できるようにするためには、協定校を増やし、留学枠を拡大する必要がある。英語圏への留学希望者は増え続けているが、現況としては協定校留学への人員枠が不足している。英語圏地域への本学からの留学希望者は多いが、相手校からの受入れ学生数は少ない。センターではこれらの問題を改善するために、新規協定校の開拓及び既協定校との交流拡大を進めている。協定校以外の海外の大学へ留学するために、認定校留学制度の活用も行っている。

英語圏とは反対に、アジア地域からの受入れ留学生は多いが、派遣留学生は少ない。「学生等数交換」原則が順調に実現されるためには、セメスター制の完全導入などのカリキュラム問題、就職情報のインターネット上の開示、アジア地域学の増設など、いくつかの課題が残されている。

A群・当該大学の学部・学科・大学研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

国際交流センターは、青山キャンパスに本部がおかれ、相模原キャンパスに分室がおかれている（「青山学院大学国際交流センター規則」第1条）。センターを総括、代表する所長1名、所長を補佐するため、各キャンパスに各々1名の副所長が任命されている。なお事務組織としては、青山キャンパスには「国際交流センター事務室」、相模原キャンパスには「学生支援ユニット国際交流グループ」がおかれている。

また、センターの業務及び運営の円滑化を図るために、**国際交流委員会**（「国際交流センター規則」第4条）、**運営委員会**（「同規則」第10条）が設置されている。

国際交流委員会（以下「委員会」という）は、所長、副所長2名、学長が指名した学部長2名、学生部長、各学部1名の委員、学長が必要と認めた委員若干名、事務長によって構成されている。委員会は年間平均7回の会議を行い、国際交流の方針に関する事項、外国大学等との協定締結及び認定に関する事項等について協議・検討し、学部長会、教授会等へ提案・提言をしている。また、交換留学生（派遣）の選出や青山学院国際交流基金奨学金奨学生の選考については、委員がその面接委員となつて、選出・選考にあたっている。

運営委員会は、所長、副所長、所長が選出した若干名の国際交流委員、事務長から成り、所長からの諮問対応のため毎月1回開催している。

この他に、センターの自己点検・評価を行う**自己点検・評価委員会**が活動している。

青山学院全体の委員会として、青山学院国際交流基金事業について審議する**青山学院全学国際交流委員会**があり、大学国際交流センター所長が全学国際交流委員長を務め、大学教員から4名と大学国際交流センター事務長が委員として参加している。

青山キャンパスの国際交流センター事務室は、事務長1名、室員4名、嘱託室員3名、計8名からなり、**相模原キャンパスの学生支援ユニット国際交流グループ**には、国際交流センター事務担当として3名の室員がおかれている（2006.4.1現在）。事務室の業務は、1）学生交流（受入れ・派遣） 2）外国人留学生 3）国際交流基金 4）海外語学・文化研修 5）国際交流広報 6）庶務等に区分される。1999年度から国際交流中長期計画が新たに始まり、年ごとに業務量が増大し、このため、センター職員にかかる負担は極めて大きくなっている。当該計画推進の中核として副所長、運営委員、事務スタッフとの連携が益々重要となっている。**センター職員は専門的業務担当としての知識、能力が必要であり、そのため国外研修等多くの研修へ参加している。**

国際交流中長期計画の実施に伴い、所長の業務も以下のとおり、以前に比べてはるかに増加した。具体的には次のとおりである。

- 1）国際交流基金設定に伴い、センターは大学だけではなく、学院全体の国際交流に関する業務を行うこととなり、所長は、大学ならびに学院の国際交流を統括することになった。
- 2）国際化のニーズの高まりに応じるため、新たな協定校の開拓や既存の協定校との協定拡充を急いでいる。協定候補大学担当者との話し合い等のため、所長の校務国外出張が増加している。
- 3）所長はセンターの代表として海外からの本学訪問者と面会し、その対応に多くの時間を割かれている。海外からの訪問者増加に伴い、副所長、運営委員、事務スタッフも対応している。国際交流センター中長期計画の着実な進展に伴い、副所長制度の新設等、組織上の拡充もなされ、

その結果交換留学生の受入れ、派遣いずれも大幅な増加となっている。今までの中長期計画の進展状況をふまえ、あらたに2006年度活動計画が設定された。その中で、組織上の課題として次の3点が残されており、青山学院大学として相応しい国際交流活動を展開するためにも早急な改善が不可欠となっている。

- 1) 早急な見直しとして、相模原キャンパス国際交流センターの活動スペースの問題である。旧厚木キャンパス時代の国際交流センターは、J館1階に独立したスペースとして存在し、このセンターを中心として日常的に国際交流アメニティベース(いわゆる国際交流広場)を推進していた。相模原キャンパスへの移転に伴い、残念ながらこの活動が停止され現在に至っている。大学1～2年次の段階での国際化教育の重要度を鑑み、このアメニティベースの復活を早急に実現したい。
- 2) 事務室についてみると、現状の業務遂行に限っても超過勤務に頼ることが常態化しており、職員への負担は限界に達しているといえる。現在でも限られた環境の中で各種支援やイベント等を行っているが、今後、国際交流の拡充、留学生へのサービス、学生への国際交流・留学情報の提供等の充実を図るためには、人的資源の充実が必至であり、人員の増加が不可欠である。また、2つのキャンパスにわたる国際交流計画が大学としてまとまりきれない面もあり、国際交流センターとしては、国際交流関連の事務組織統合が緊急の課題となっている。
- 3) 今後、センターならびに委員会が任務を遂行するためには、青山学院及び大学全体の国際交流関連予算及びスタッフ機能重視への抜本的な改善が必要となってきた。それとともに、センター側からの働きかけとして、センターが主導する国際交流情報発信機能の充実が必要である。センターに国際交流に関する諸方策の決定の権限がない以上、センターのみで本学の国際交流の方向づけはできない。しかし、センターは国際交流に関して豊富な経験や情報を有しており、本学の国際交流の長所及び問題点についての認識も深い。それゆえ、国際交流に関する情報発信機能をセンターの重要な役割の1つと位置づけ、大学内外向けのウェブサイトを中心としたさらなる情報発信・提供に努めていきたい。

B群・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

B群・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

B群・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

C群・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

B群・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

B群・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

教育課程に関する基本事項は、各学部・研究科等において審議・決定されるものであり、センターが本学の教育課程に果たす役割は、その目的に応じた限定的なものとなっている。教育内容に関してセンターが行うおもな業務は次の5点であり、各学部・研究科等が提供する教育課程に対し、その国際性を高めるために補助的な支援を行うのが主たる目的である。⑦本学学部生・研究生の海外留学を促進するために協定校を開拓すると同時に、円滑な派遣及び効果的な学習・研究のために必要な支

援を行う。④本学で学ぶ外国人留学生の勉学が、円滑かつ効果的に進むよう支援する。⑦海外の大学・研究機関等と交換留学協定を締結し、協定校より学生・研究生を受け入れ、本学各学部・研究科等が提供する教育を効果的に受けることができるよう支援する。⑧協定校以外の大学・研究機関等へ留学を希望する学生・研究科生に対して、委員会を通じて留学先の適性を判断し、認定校留学（すなわち、留学先で取得した単位を本学の単位として認定することを前提とした留学）を認可する。⑨短期の語学研修を企画し、より多くの学生が外国生活を体験しながらその国の言語や文化を学ぶ機会を提供する。

留学生の派遣（前述の⑦、⑧）を効果的に行うために不可欠なのが外国語教育であるが、これは各学部及び青山スタンダード教育機構の責務であり、センターは直接は関与していない。ただし、間接的な支援として、協定校開拓に際し、英語圏及び本学が開講している他の外国語科目に関連した地域を優先順位の上位に据えて、外国語教育と交換留学制度の間に関連付けを図っている。なお、短期語学研修（前述の⑨）については、センターが提供するの全学向けの一般的な語学・文化体験型研修であるが、学部・学科によっては専門科目と関連性の深い研修を独自に実行している。

一方、留学生の受け入れにおいては日本語教育が重要な柱となるが、外国人留学生（前述の④）と交換留学生（前述の⑦）とでは、教育形態及び内容を大きく変える必要があるため、それぞれ独立したコースを設置している。これらの管轄は青山スタンダード教育機構にあるが、センターでは教員間の連携や学生からのフィードバックを促進するための仲介役を引き受けている。

本学では従来より受け入れ留学生に対し、日本語科目に並ぶ重要な科目として「日本学A」、「日本学B」を提供して来たが、数年前より見直しを行い、2005年度より内容を一新した。具体的には、複数の専任及び兼任教員が参加するようになり、扱う分野が拡大すると同時に、各主題毎の講義・活動の質が向上した。具体的には「日本学A」では主に人文科学・社会科学・自然科学のテーマが扱われ、「日本学B」では茶道・囲碁・落語・書道などの伝統文化について、実演などを交えて講義が行われた。また、2006年度より「日本事情」を新たに開講し、留学生のための基本教育のさらなる強化を図っている。これらの改革は、センター及び委員会の意見に基づき青山スタンダード教育機構が決定し、実行に移した。2005年度からの全学的なカリキュラム改変により、当該科目の区分が青山スタンダード科目となったため、今後は委員会及びセンターと青山スタンダード教育機構が互いに協力し、内容の向上に努めることが重要であろう。

本学では、帰国学生（本学からの協定校留学生及び認定校留学生）が留学先で取得した単位を、本学のカリキュラムと照らし合わせ、各学部教授会の承認によって本学開講科目にふりかえて単位認定している。認定の手続きとして、帰国学生は留学修了後、成績証明書と履修した科目のシラバス等を持参し、各学部の単位認定委員あるいは科目担当者の面接を受ける。その結果を踏まえて、面接委員はそれらの科目を、特定の学部開講科目にふりかえて認定する。しかし、以前から指摘されており、この方法は非常に煩雑であると同時に、留学先での科目名、担当者名、成績等が本学の成績証明書に記載されないという欠点がある。したがって、この問題の解消に向けて、現行の単位認定制度を単位互換制度に移行することが可能かどうかの検討を早急に始めるべきであろう。

前述の開講科目に関する配慮以外にも、外国人留学生・交換留学生にとっては教室外での勉学や生活上の種々の支援が不可欠である。中でもとくに問題なのが留学生の経済的負担であり、センターはその負担の軽減のために私費外国人留学生に対する授業料減免に関する業務及び交換留学生にも適用される基金奨学金の給付を行っているが、この点に関しては、後述する。

センターでは外国人留学生（4月）と交換留学生（4月と9月）にそれぞれの需要に応じたオリエンテーションを行い、履修指導や在留資格変更・更新手続きの補助等をしている。また、授業に即し

た勉学指導や生活上の助言等は外国人留学生指導教員・指導員及び交換留学生指導教員・指導員によって組織的に行われている。センターがこれまで指導教員・指導員間の連絡を密にするための打合会の開催やアンケート調査などを行い、指導内容及び方法の改善を試みた点はある程度評価できるが、実際には学部・研究科ごとに指導すべき内容や指導方法をきめ細かく考慮する必要がある。今後とも問題点の分析及び指導内容・方法の改善に向けてさらに検討を続ける必要があり、その際、センターと各学部・研究科が緊密に連携することが重要であろう。

大学院レベルでの研究における海外機関との交流は、国際政治経済や法学などの分野である程度盛んに行われているが、それらの内容については各研究科が点検・評価することであり、センターの役割としては、人的交流がある際などに補佐的な支援をするに留まっている。一方、教育及び文化上の交流としては、前述の交換留学や短期研修（派遣）に加えて、最近、**海外大学からの短期研修の受け入れ**を試験的に行っている。例えば2005年5月にテキサス・クリスチャン大学（アメリカ）から13名の学生を2週間受け入れ、本学学生との交流行事（歓迎会、クラブ参加、チューターのような役割の学生ボランティア配置、相模原キャンパス訪問など）を行った。今後このような受け入れ活動を本格化するには、さまざまな面での環境整備が必要である。

最後に、ここ数年間の全体的な傾向を見ると、**海外機関との教育研究交流は明らかに盛んになっている**。中でもとくに顕著なのは**国際交流及び交換留学の協定を結んだ大学の数の増加と地域的拡大である**。これに伴い交換留学生の全体数が増えたと同時に、9月受け入れ生も増えたため、日本語関係科目の増コマ及び拡充が必要となり、徐々にその対応がなされるに至った。今後もこのペースで交流が加速すれば、近い将来、センターの物理的環境の大幅な改善と全学的な国際化に向けての本格的な体制作りが必要となろう。いずれにしても、ここまでの活発な活動とその間センターの仕事に従事した教職員の働きは評価に値する。

C群・留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

本学の理念は「地球規模の視野にもとづく正しい認識をもって自ら問題を発見し解決する知恵と力をもつ人材を育成する」ことにあり、2003年に開学した相模原キャンパスは国際型キャンパスをめざしている。また**学長の重点課題の1つは本学の国際交流の活性化**であり、この課題を実現するためにより多くの外国人留学生の受入れと本学学生の海外大学への派遣の拡大が求められている。**国際交流の面で留学生がともに学び研究することによって本学学生に与える影響は非常に大きく、国際理解と国際平和の促進に貢献するものである。**

本学の外国人留学生には、**私費留学生と海外の協定校からの短期受入れ交換留学生の2種類がある**。これらの留学生数は大学院生を含み2001年度の109名（学部生74名、交換留学生24名、大学院生11名）から、2005年度の269名（学部生136名、交換留学生79名（前期、後期、通年の延べ在籍者数）、大学院生54名）にほぼ倍増しており、2006年度には受入れ交換留学生だけでも100名近くになることが予想されている。

私費留学生の増加の要因は、概して留学生が本学で優秀な成績を修めてきたことで各学部の受入れが積極的になったことと、本学における留学生の受け入れ態勢の充実にあると考えられる。これらの

私費留学生の多くは学費減免を受け、公の奨学金もしくは本学の奨学金を受けつつ学費を稼ぐためにアルバイトを続けながら勉学に励んでいるのが実情である。私費留学生の出願資格に関しては、国際交流センターで発行している『Aoyama Gakuin University Bulletin』に記載している。

海外の協定校からの受入れ交換留学生の増加は、本学との協定校の大幅な伸びによっている。協定校が増えることによって本学学生の海外協定校への留学の機会が増えることになり、本学のめざす国際化への具体化につながるものである。本学では、受入れ交換留学生は、一般学生と共に本学のすべての開講科目を履修することができるが、交換留学生対象の必修科目は日本学及び学生のレベルに応じた日本語である。本学には留学生コースや別科はないので、本学への留学生は最低1年間の日本語学習を必要条件としている。

本学での外国人留学生入学試験に関する課題は、他の入学試験と同様に、全学入試委員会において検討されているので、国際交流センターとしては現状の説明とセンターとしての意見を述べたい。

私費外国人留学生の入試日程は例年、願書受付は9月上旬で、一次試験(日本語試験)が9月後半に実施され、一次合格者に対して二次試験が11月上旬に実施されている。試験科目は日本語の他に英語、小論文、理工学部においては数学、物理もしくは化学等である。学部によっては財団法人・日本国際教育協会が実施している外国人日本語能力試験(1級)取得者に対して本学の日本語試験が免除される学部もある。

本学には日本語別科はないので日本人学生と同じ条件で受講しなければならない。当然のことながら高い日本語能力が求められている。したがって合格者のほとんどは日本の日本語学校で1年間以上日本語を学んだ学生であり、入学後も留学生のための日本語クラスで日本語を履修しているが、勉学とアルバイトを両立させ、概して優秀な成績を修めている。私費留学生は過去数年にわたり着実に増加しており、とくに大学院の留学生数の増加は著しいものがある。

1998年度にスタートした国際交流センター中期計画において、海外の協定校の拡充は重点課題の1つであったが、それなりの成果をあげ、2006年5月現在、協定校は米国・カナダ地区が24校、中国・台湾地区が6校、韓国が6校、東南アジア地区が3校、英国が4校、オーストラリアが3校、フランス、ドイツ、ロシア、スペイン語地区がそれぞれ2校の合計54校となった。2005年度の学部受入れ交換留学生は延べ79名、派遣留学生数も61名に達している。

協定校の拡充により中国・台湾・韓国・東南アジア地区の協定校への本学の学生の留学希望は概ねかなえることができているが、米国・カナダ・英国地区の協定校への留学希望者が非常に多く、これらの学生の希望には十分にこたえられていないのが現状である。しかし協定校は着実に増えているので、近い将来60校程度に達する状況にある。

私費留学生は着実に増加しているが、さらに増やすためには全学的に外国人日本語能力試験(1級)取得者に対する本学での日本語試験免除や独立法人・日本学生支援機構による海外での日本留学生試験結果を各学部の留学生入学試験で考慮することも検討できる。また私費留学生の経済的負担を軽減し、よりアルバイトに費やされる時間を少なくするために、授業料減免率を現在の3割からさらに拡大したり、住居費の一部補助制度のようなことも考えられる。

受入れ交換留学生数の増加は、等数交換の原則により、本学からの派遣留学生数の増加につながるものであるから、本学の学生の多くが留学を希望している地域、特に米国及び英国の協定校をさらに拡充することが求められている。そのために重要な課題は、物理的には学生寮の確保であり、またカリキュラムの面では Semester 制度の導入、少なくとも全学的な前期・後期の成績及び単位認定制度が必要である。さもないと後期から入学する受入れ交換留学生の増加に対応することが困難になると考えられる。さらに日本語の能力が十分でない留学生に対して、その弱点を補う意味で英語による講

義の充実も望まれる。

A群・大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

B群・キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

B群・「学生のための生活の場」の整備状況

青山キャンパス総合研究所ビル7階にある国際交流センターは、職員の居室(事務室)・カウンター・レセプションエリア、留学情報資料の棚、学生の作業室、所長室・ミーティングルーム、応接室からなり、**通常的交流センター機能を果たすためには適切な施設**といえる。施設的に考慮するとすれば、いわゆる学生ラウンジの充実とアクセスの良い1階への移設であろう。

現在、この項目に関するおもな論点は2つ、相模原キャンパスにおける国際交流センター分室(交流ラウンジ)の設置とインターナショナルハウス(日本人/外国人宿舎)の整備である。以下に、それぞれについて述べる。

現在、国際交流センターの本部は青山キャンパス、総合研究所ビル7階にある。相模原キャンパスにおいても、青山キャンパスと同様の独立したスペースを持つ国際交流センター分室が当初計画では設置されることになっていたが、いまだに実現されていない。これは、旧厚木キャンパスにおいても存在していた国際交流センター分室としての独立スペースが新キャンパスではなくなってしまった、ということであり、日本人学生・外国人学生を問わず学生に対するサービスの低下という結果を引き起こしている。相模原キャンパスには本学の半数以上の学生が在籍することや、留学に関しての相談が圧倒的に多い新1年生が居ること、国際交流センターの助けがとくに必要な1年次外国人留学生はすべてこのキャンパスにいるということ、さらに、交換留学候補者はほとんどが2年次生で相模原キャンパスにいること等を考えると、国際交流センターの業務を遂行する上でこの状況は早急に改善される必要がある。

国際交流センターの施設として最も大切な項目は、交流ラウンジである。ラウンジは日本人・外国人留学生に対して開かれたスペースで、学生間の交流を促す触媒の役割をする施設である。国際交流に興味のある日本人学生にとっては、交流ラウンジに来ることによってさまざまな利益を得ることができる。最も直接的な効果は外国人留学生と出会うチャンスを提供できることであり、本当の意味での国際交流の実践につながる。また、ラウンジにはテーブルや椅子などの通常の什器だけでなく、インターネットにつながるPC端末、留学に関する資料とそれを収納する開架式本棚、学生情報端末、コイン式コピー機、伝言板、職員を紹介するボード、さらに少人数での会合が持てるように区切られたスペースとプロジェクター及びスクリーンが必要である。ラウンジがその役割を十分果たすためには、親身になって応じてくれる留学相談、カウンセリングやチューターとの打ち合わせが行えるスペースと、気軽に学生が訪れて集うことのできるスペースの両方が必要である。これは決して贅沢ではなく、旧厚木キャンパスですでに実現されていた施設である。

住居確保の難しい日本において、私費外国人留学生や交換留学生の宿舎整備が必要であるのは議論をするまでもない。この点に対し、交換留学生に関しては学内の寮に留学生用の部屋を確保すること、学外の寮(ファイブ・シブス等)との協力関係を結んで対処している。一方、私費外国人留学生

に関しては自分達で住居を確保しているのが現状である。しかし、大学の寮は費用面での利点がある一方、その伝統である教育寮としての厳しい規律や門限などがあり、留学生が入寮したとしてもその後継続して住み続ける確率は残念ながら低くなってしまっている。

また、交換留学に関する大学間のコンソーシアムが世界にはいくつか存在するが、それらに参加すると参加校すべての大学に交換留学生を送り出せるので、国際交流プログラムの大幅な発展・拡大が実現できる。新入生オリエンテーションにおける交換留学説明会への出席は900名を超えている現実から、留学を希望する学生の数と実際に留学できる学生数とは大きな隔たりがあることは事実であり、留学相手先を拡大するのは急務である。しかし、こういったコンソーシアムに参加するためには留学生の宿舎が確保されていなければならないという制約がある。

インターナショナルハウスは基本的には外国人留学生と日本人留学生が共住する宿舎であり、それとともに小規模の催しが開催できる共用スペースと海外の協定校及び研究機関からの客員教員や客員研究員などの大学のゲストの宿舎も含んだ施設である。本学規模の国際交流を行っている大学には当然あるべき施設である。この必要性は、各学部教授会からも強い要請がある。

これらの理由によりインターナショナルハウスを用意することは必須である。前記の現大学寮は、その運営方法及び老朽化によりインターナショナルハウスにはそぐわない。しかし、新たな宿舎の建設は多大な資金的負担が発生するのを避けられない。そこで、学外の寮との現在の協力関係を強化し、本学学生用としてふさわしい規模の施設を借り上げるなどの対策が有効であると考えられる。2006年度から、試行的に女子外国人留学生を対象とした民間施設の借り上げ方式を20名規模で実施しており、2007年度からは男子外国人留学生用の借り上げ宿舎を準備している。

A群・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

A群・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

国際交流センターでは、毎年4月に私費留学生及び受入れ交換留学生対象に「外国人留学生オリエンテーション」を行い、受講手続き及び留学生特有の留意事項について指導及び諸手続き等を支援している。また後期に入学する受入れ交換留学生対象に、9月末に同様のオリエンテーションを行っている。センターは本学の留学生の在留資格に関わる相談に随時応じ、入学手続きを完了した留学生が入学許可を取得し、これを在留資格の変更・更新申請等の必要書類として入国管理局に提出するための支援をしている。これらの支援は私費留学生と受入れ交換留学生対象に共通のものもあるが、別個の支援もある。

主として中国、台湾、韓国等の経済格差のある地域からの私費留学生にとって、最も重要な問題は授業料、住居及び生活環境に関わる経済的負担の問題である。留学生の中には2年次以降は授業料をも含みほとんど自活を余儀なくされている学生もいるのが現実である。センターは私費留学生の経済的負担を軽減し、学業継続はもとより、より良い勉学環境を支援するために授業料減免に関する業務を行っている。授業料減免は「青山学院大学私費外国人留学生授業料減免規則」に基づいて実施され、現在、授業料の3割が減免されている。これらの授業料減免希望者全員を国際交流委員が面接審査し、学部長会、理事会で最終的に決定されている。

また、1998年度より「青山学院国際交流基金」より基金奨学生(大学分)給付を開始した。この基金奨

学金(大学分)は私費留学生・受入れ交換留学生を対象に1人年額100,000円、及び受入れ先のある本学在学学生を対象に年間授業料相当額以内が支給されており、これらの総額は2005年度は11,150,000円であるが、これらの多くは私費留学生及び青山学院国際交流基金特別奨学金制度で受入れている受入れ交換留学生に給付されている。

経済的に困難な状況にある私費留学生を支援する上で、学費減免は留学生がよりアルバイトを減らし、勉学に集中できるようにするために必要不可欠と考えられる。一方、青山学院国際交流基金奨学金を給付される私費留学生の割合は留学生の増加に伴って下がっており、すべての外国人留学生及び本学からの派遣留学生をも含みこの奨学金を授与される学生は例年70名程度に止まっている。私費留学生に対する経済的な支援を促進するために、学費減免率を引き上げること、青山学院国際交流基金を大幅に増額し、奨学金給付金の総額を増やし、より多くの私費留学生が基金奨学金の恩恵にあずかることができるようになることが望まれる。

留学生にとっての問題は住居問題である。私費留学生にとって、とくに通学に便利な都心で廉価な住居を見つけることは非常に困難である。一般に日本で民間アパートを借りる場合、入居のための保証人が必要であり、この保証人を見つけることは非常に困難である。この問題を解消するために財団法人・日本国際教育協会が行っている「留学生住宅総合補償」制度があり、これに本学も加入しているので、希望する留学生は2年間で14,000円の保険料の負担金を支払い、国際交流センター所長が連帯保証人となって加入することができる。

受入れ交換留学生にとっては、基本的には本学が学生寮を提供することが協定上の交換条件でもあるので、入寮を希望する学生には学生寮もしくはそれに代わる宿舎を提供する必要がある。受入れ交換留学生の増加によって、学生寮に収容できるのはその一部に限られている。そこで2005年度から民間の学生寮と契約し、本学学生寮との差額を大学で補填するかたちで宿舎を確保し、**2006年度から本格的に民間宿舎のフロアーを「青山学院国際交流会館」として活用できるようにするために予算措置がとられている。**

しかしながら、私費留学生の宿舎に関してはアルバイトの関係もあり、時に部屋を友達と共有することによって学生寮よりも安い費用で借りることも可能であるので、留学生自身が都合の良いアパート等を探してくるのが実情である。

本学には**私費留学生・受入れ交換留学生に対するサポートシステムとして「外国人留学生指導員制度」がある。**2004年度より新たな制度が導入され、各学部選出の**指導教員(アドバイザー)**と本学学生のボランティアの**学生指導員(チューター)**によって年間を通して活動計画が立てられ、運営されてきた。しっかりとした目的意識を持ったチューターが十分にその働きを果たすことができるように、チューターの育成も必要となる。制度の詳細は以下のとおりである。

1) 外国人留学生指導教員

私費留学生に対し助言・指導を行う教員を「**指導教員(アドバイザー)**」と呼んでいる。アドバイザーは各学部から選ばれ、おもにその学部所属の私費留学生の勉学・学生生活上の相談に応じている。このアドバイザーと私費留学生との日頃の連絡を密にするために、年間10,000円を限度に懇親会のための予算が計上されている。

2) 外国人留学生学生指導員

2004年度より私費留学生をサポートすることに意欲のある学生による「**学生指導員(チューター)**」制度が導入されている。これらの学生は**ボランティア**で留学生の勉学・学生生活上の相談に応じている。基本的には留学生の所属する学部の学生がその留学生のチューターとなっている。これらのチューターは多くの希望者の中から、センタースタッフによる書類審査及び面接によっ

て選抜されている。

3) 受入れ交換留学生指導教員（アドバイザー）ならびに学生指導員（チューター）

受入れ交換留学生に対しては英語圏、アジア圏、ヨーロッパ圏等、出身地別にアドバイザーが国際交流委員の中から選出され、留学生の助言・指導に当たっている。チューターは私費留学生に対するチューターと同様の基準で、センタースタッフによって選抜されている。なお、1年間学生指導員の務めを果たしたチューターに対しては、国際交流センター所長より感謝状が授与される。

4) アドバイザー・チューターの活動

おもな活動は、青山キャンパス・相模原キャンパスの合同企画のものと、各キャンパス独自の企画がある。合同企画としてはアドバイザー・チューター会議、春期文化研修(日帰り)・秋期文化研修(1泊2日)、外国人留学生送別会等があり、各キャンパスの企画としては国際交流の集い(Coffee Meeting)、伝統芸能鑑賞会、お茶摘み体験、生け花教室、会社訪問等がある。これらの企画は、アドバイザー、チューター、センタースタッフが協力し運営されている。春期・秋期文化研修は留学生にとって日本の自然や文化に親しみ、本学学生との親睦を深めるために企画されているが、受入れ交換留学生にとっては非常に好評で参加者が多いのに対して、私費留学生にとってはアルバイトの関係等でこれらの企画への参加者が少ないのが現実である。なお、センターはこれらの他に他団体主催の国際交流の集い等の紹介とそれらへの参加費の補助も行っている。

5) カウンセラーとしての活動

受入れ交換留学生の増加に伴い、精神的な問題を抱えている学生も見られるようになってきた。とくに日本語で十分に状況を説明できない学生に対しては、アドバイザーもしくはセンタースタッフが学生の母国語で対応してきた。来日前から精神的な問題を持ちながらも、医師の推薦書、協定校の推薦書をもって来日し、問題が再発し、途中で帰国せざるを得ない学生もいるのが現実である。また、外国人留学生の増加に伴って英語及び留学生の母国語によるカウンセリングも必要となる。英語によるカウンセリングが必要な事態が生じた場合には、専門のカウンセラーに依頼する態勢はできている。

6) 学生間情報交換掲示板の設置

本学学生と留学生との情報交換の場を提供するために、情報交換掲示板が国際交流センター事務室前に設置された。おもな用途としてはLanguage Exchange、会話パートナーの募集、ホームステイやルームシェアリングの情報交換、国際交流のイベントやパーティーのお知らせ、帰国する留学生の家具・電化製品の売買や譲渡のお知らせ等がある。

A群・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

A群・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

センター自己点検・評価委員会は、1993年7月に設立され、「青山学院大学自己点検・評価委員会規則」に基づいて、適宜、構成員の選出を行っている。現在は2006年度選出の委員がその任に当たっており、所長の他、国際交流委員3名、職員3名（内1名は事務担当者）により構成されている。

自己点検・評価委員会における検討結果は、国際交流委員会において報告・検討された上、センター独自の問題については直ちに改善策が施行されている。しかしながら、課題の中には学部・研究科との連携により解決・改善されるべきものも多くあり、これらについては関係学部・研究科と個別に検討しながら、できるだけ柔軟に対応するよう努力している。

本学の国際交流が組織的に行われるようになったのは1970年代中盤からといえる。それ以前は社会的評価が実態に先行し、ある意味では誤解を生じていたが、この「誤解」も卒業後の留学や教員の人的交流等の個人的活動に起因している部分が少なくないと思われる。1980年代に入り、ようやく大学としての国際交流の環境整備に着手したが、その際、単にこの分野で先行する他大学の模倣をするのではなく、**本学の伝統や実状に沿ったものを試行錯誤しながら模索して来た**ため、それが軌道に乗るまでかなりの時間を要した。そして現在、やっとその成果が花開き始める兆しが見えて来たと思われる。したがって、これからが本当に本学の国際化に向けて全学的な協力体制を整備し、本学としての特徴ある国際交流を具現化していくことが大切な時期だといえる。